

行政改革に取り組んでいます

問合せ 総務課 庶務係 (☎ 0739-26-9916)

■田辺市行政改革第4次実施計画（平成29～令和3年度）取組状況一覧表

重点項目	実施計画全体			
	取組項目数 (A)	目標到達項目数 (B)	到達割合 (B/A)	財政効果額 (千円)
1-1 市民参画と協働の推進	5	4	80.0%	0
1-2 民間活力の導入	1	0	0.0%	0
1-3 市政の透明性の確保	1	1	100.0%	0
1-4 環境に配慮した行政の推進	3	3	100.0%	0
2-1 事務事業の見直し	2	1	50.0%	0
2-2 市民サービスの向上とICTの活用	6	4	66.7%	0
2-3 人材育成等の推進	2	2	100.0%	0
2-4 危機管理能力の向上	5	2	40.0%	0
3-1 組織・機構、体制の見直し	1	1	100.0%	0
3-2 定員の適正管理と給与等の適正化	2	0	0.0%	0
3-3 財政の健全化	11	7	63.6%	77,616
3-4 公有財産の適正管理	5	3	60.0%	8,460
計	44	28	63.6%	86,076

※「財政効果」については、効果額が判明しているものに限っており、歳出削減額と歳入面の効果額の合計です。

市では、現在、「田辺市行政改革第4次実施計画（平成29～令和3年度）」に基づいて、具体的な取組を進めています。計画の進捗状況は左表のとおりです。

詳しくは、ホームページをご覧ください。上記へお問い合わせください。
☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/soumu/gyokaku/index.html>



文里湾横断道路を都市計画道路に追加しました

問合せ 下記参照



■概要図



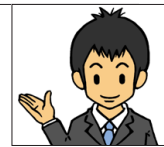
巨大地震への備えとして、被災時の避難路及び避難場所としての利用、効果的な緊急輸送ルートの確立、並びに近隣町との域間を結ぶ交通網の形成など、多くの役割を担う重要な路線として、「文里湾横断道路」を都市計画道路へ追加しました。

■概要
◇名称 3・5・15号 文里湾横断道路
◇起点 文里二丁目

◇終点 新庄町字東跡ノ浦
◇延長 約1720m
◇車線数 2車線
◇幅員 14m
◇都市計画道路変更日 7月22日
詳しくは左記へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
☐ 都市計画課 計画整備係
☎ 0739 (26) 9937
☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/index.html>

10月から年金生活者支援給付金制度がはじまります

問合せ 下記参照



年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受取には請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続は、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

☐ ①老齢基礎年金を受給している方で、次の要件を全て満たしている方
◇65歳以上
◇世帯員全員の市民税が非課税
◇年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
②障害基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約462万円以下の方
③遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約462万円以下の方

■請求手続
◇平成31年4月1日以前から年金を受給している方
対象となる方には日本年金機構から請求手続のご案内が9月上旬から順次届きます。同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）

に氏名等を記入し、切手を貼って投函するか、年金事務所へ提出してください。※12月末までに手続されると10月分まで遡って支払われますが、令和2年1月以降に請求手続されると、請求月の翌月分からの給付となります。

◇平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方
各基礎年金の請求と併せて年金事務所又は市役所で手続してください。

■給付 月額約5000円（条件により異なります。また、金額は物価変動により毎年改定されます。）を、年金の支給日に年金と同じ口座に振り込みとなります。

■その他 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話等にご注意ください。
☐ 給付金専用ダイヤル
☎ 0570 (05) 4092
※050で始まる電話の方
☎ 03 (5539) 2216
◇田辺年金事務所
☎ 0739 (24) 0432
◇田辺年金事務所新宮分室
☎ 0735 (22) 8441

「田辺市景観計画（改定案）」に対する市民の皆さんのご意見をお聞かせください

問合せ 都市計画課 庶務係 (☎ 0739-26-9937)



今回、本宮大社周辺と闘鶏神社周辺、中心市街地の現状に合わせた景観計画に変更したいと考え、素案を取りまとめましたので、市民の皆さんからのご意見を募集します。

【住民説明会（本宮会場）】
回 9月26日 ④
開 19時～20時
場 本宮行政局3階「大会議室」

【住民説明会（田辺会場）】
回 9月27日 ④
開 19時～20時
場 本庁別館3階「大会議室」

【意見募集期間】
9月2日 ④～10月3日 ④
【必着】

■意見を提出できる方
◇市内に住所を有する方
◇市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
◇市内の事務所又は事業所に勤務する方
◇市内の学校に在学する方
◇右記に掲げる方のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

■意見の提出方法
所定の様式（備付け場所に設置）に、住所・氏名・年齢等をご記入の上、各提出先へ直接お持ちいただくか、郵送又はFAX・メールで提出してください。

なお、電話・口頭での受付は行っておりませんのでご了承ください。

■意見の公表
いただいたご意見等の概要及びこれに対する市の考え方を、広報紙やホームページを通じて公表します。ただし、一人ひとりのご意見に対して市の考え方をお示しするものではありません。

■備付け場所・提出先
◇都市計画課 庶務係
〒646-8545
新屋敷町1
☎ 0739 (25) 6016
☐ toshikeikaku@city.tanabe.lg.jp
☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/index.html>
◇各行政局産業建設課
19ページ参照

消費税率改定に伴う水道使用料と各種分担金が変わります

問合せ 下記参照



■給水装置新設等に係る分担金について

口径区分	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
分担金	66,000 円 (64,800 円)	94,600 円 (92,880 円)	187,000 円 (183,600 円)	286,000 円 (280,800 円)	572,000 円 (561,600 円)
口径区分	50mm	75mm	100mm	125mm	150mm
分担金	946,000 円 (928,800 円)	2,640,000 円 (2,592,000 円)	5,720,000 円 (5,616,000 円)	10,340,000 円 (10,152,000 円)	16,500,000 円 (16,200,000 円)

■宅地造成に係る分担金について

自ら専用する住宅を建築するための造成にあっては、当該宅地の総面積から 200㎡を控除した面積となります。

宅地面積	500㎡以下	500㎡を超える部分
分担金	165 円 / ㎡ (162 円 / ㎡)	715 円 / ㎡ (702 円 / ㎡)

■中高層建築に係る分担金について

地上 4 階以上の建築物の床面積の合計から 500㎡を控除した面積に係る分担金です。

階数	4 階以上 6 階まで	7 階以上 10 階まで	11 階以上
分担金	2,200 円 / ㎡ (2,160 円 / ㎡)	4,400 円 / ㎡ (4,320 円 / ㎡)	8,800 円 / ㎡ (8,640 円 / ㎡)

※ 8・9 ページの表中の金額には、それぞれ消費税及び地方消費税相当額が含まれています。また、カッコ内は旧税率の金額です。

【水道ご使用の皆さんへのお願
い】
■水道の検針は 2 か月ごとです
検針員がメーターを確認して
使用水量を測定するため、メー
ターボックスの上には物を置か
ないでください。
■定期的に水漏れ（漏水）がな
いかご確認ください
漏水があった場合でも、水道
使用料は使用者のご負担になり
ます。全ての蛇口を閉めても水
道メーターのパイロット（直径
約 1 cm の銀色の円盤）が回って
いたら、漏水の可能性がありま
す。家屋や敷地内の漏水につい
ては使用者で修理いただくこと
になりますので、市指定の水道
業者にご相談ください。ただし、
メーターボックス内での漏水に
ついては、こちらから調査に伺
いますので下記へご連絡をお願
いします。
■水道ご使用料のお支払い方法
は便利な口座振替がお勧め
市内に店舗がある金融機関等
からの口座振替が可能です。登
録手続は、金融機関等の窓口又
は下記でできます。口座振替日
は検針月翌月の 10 日です。
また、納付書でのお支払いの
場合は、納付書記載の銀行・郵

使用料計算例

メーター口径が 13mm で 2 か月間に 63㎡ご使用になった場合

基本料金 2,420 円 + 従量料金 21㎡～40㎡ (20㎡×99 円) + 従量料金 41㎡～60㎡ (20㎡×132 円) + 従量料金 61㎡～63㎡ (3㎡×165 円) = 請求額 7,535 円

便局・協同組合等の金融機関及
びコンビニエンスストアからご
入金頂きます。
■お引越し等で水道を使用さ
れなくなる場合
左記又は各行政局（19 ページ
参照）へ使用中止のご連絡をお
願います。ご連絡頂けない場
合は、水道使用中とみなし、使
用されなくても基本料金がかか
ります。お引越しをされる方、
長期間水道のご使用予定がない
場合などとはご連絡ください。
※使用中止（閉栓）された後に、
再度水道をご使用される場合は
左記での開栓手続が必要です。
■使用者が変わる場合
届出が必要となる場合もあり
ますので、左記又は各行政局へ
ご連絡をお願いします。
■水道部
☎ 0739（24）0011
※夜間休日受付
☎ 0739（24）7920
パイロットマーク



世界遺産闘雞神社創建千六百年を記念した各種事業を開催します

問合せ 下記参照



観月祭及び闘雞神社創建千六百年記念奉納コンサート

闘雞神社主催の「観月祭」と世界遺産闘雞神社創建千六百年記念事業推進協議会の主催「闘雞神社創建千六百年記念奉納コンサート」を同日に開催し、地元出身者やゲストを迎え、音楽祭を実施します。

■観月祭の儀式

・地元関係者及び闘雞神社に係り、地元の音楽演奏

◆奉納コンサート

・出演者 VIOLETTA（バイオリン3名とピアノ1名のユニット）

・闘雞神社創建千六百年記念をテーマとしたオリジナル曲を奉納



田辺新能

闘雞神社の境内特設舞台において、「田辺新能」（能楽）を開催し、市民をはじめ多くの方に日本の伝統芸能に触れていただきます。

■観月祭の儀式

・地元関係者及び闘雞神社に係り、地元の音楽演奏

◆奉納コンサート

・出演者 VIOLETTA（バイオリン3名とピアノ1名のユニット）

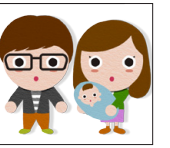
・闘雞神社創建千六百年記念をテーマとしたオリジナル曲を奉納

・闘雞神社創建千六百年記念をテーマとしたオリジナル曲を奉納

・闘雞神社創建千六百年記念をテーマとしたオリジナル曲を奉納

田辺市プレミアム付商品券購入引換券を発送します

問合せ 田辺市プレミアム付商品券事業窓口（☎ 0739-33-7492）



田辺市プレミアム付商品券購入引換券の申請はお済みでしょうか

7月下旬に、今年度住民税が非課税の方に、田辺市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書等（以下「申請書」）を送付しました。ご希望の方は、申請書に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒により、申請をしてください。また、購入引換券申請場所へお持ちいただいたいても構いません。

田辺市プレミアム付商品券購入引換券の発送

商品券の購入対象者（住民税非課税者・子育て世帯）には、9月上旬から田辺市プレミアム付商品券購入引換券を順次発送します。ご希望の方は購入引換券・本人確認書類・購入代

金をお持ちの上、最寄りの郵便局（簡易郵便局除く）でご購入ください。

■購入場所 市内27郵便局（簡易郵便局除く）

■購入期間 10月1日～令和2年2月29日（平日のみ）

※田辺郵便局は、土も商品券を販売しています。

■利用期間 10月1日～令和2年3月31日

※この期間を過ぎると商品券は利用できません。

■利用可能店舗 商品券購入引換券に同封の田辺市プレミアム付商品券加盟店一覧をご覧ください。また、ホームページにも加盟店を掲載しています。

購入対象者と思われる方で購入引換券が届かない方は、上記へご連絡ください。

☎ <http://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/index.html>



国民健康保険（国保）保険証が10月1日から切り替わります

問合せ 保険課 庶務係（☎ 0739-26-9924）



新しい保険証は、一般被保険者は桜色、退職被保険者は黄緑色です。10月1日以降、医療機関等に掛かるときは、必ず新しく発行された保険証を医療機関等の受付窓口にて提示してください。新しい保険証は9月下旬に簡易書留郵便で郵送します。もし、9月末までに届かない場合は、上記までご連絡ください。なお、古い保険証は、10月1日以降に返却又は裁断処分してください。

■国保の被保険者とは

職場の健康保険の加入者、後期高齢者医療の加入者及び生活保護を受けている方を除いて、75歳未満の全ての方が国保の被保険者となり、国保に加入しなければなりません。

国保では、加入している一人ひとりを被保険者と言います。ただし、保険税の納付は、世帯ごとに世帯主が行います。

■届出が遅れると

加入の届出が遅れると保険証がないため、その間の医療費が全額自己負担になります。

なったり、保険税を遡って納めたりしなければなりません。また、「職場の健康保険に加入した」などの際に、国保の脱退届が遅れ、国保の保険証を使用した場合は、国保で負担した医療費を後で返していただくことになります。

■保険証の取扱いは大切に

被保険者全員分の保険証はあります。

記載事項に間違いはありませんか。

保険証は台紙からはがしてお使いください。

紛失や破れた場合は、再交付の手続きをください。

職場の健康保険に加入したときや他の市町村に転出するときは、届出をして保険証を返還してください。

修学のため他市町村に転出するときは、申請によって保険証を交付します。

保険証の貸し借りはできません。

■保険証のカバーについて

会
◆田辺っ子能楽座発表会（田辺第一小学校6年生4名による太鼓の披露）



▲土蜘蛛（生原良幸 撮影）

奉納落語公演

■11月14日（木）

■18時30分～21時頃（開場18時）

■紀南文化会館4階「小ホール」

■世界遺産闘雞神社創建1600年を記念した奉納落語公演です。故五代目桂文枝が世界遺産登録を機に創作した「熊野詣」を門弟の四代桂



▲桂小文枝

小文枝が披露。市出身の桂三歩、五代目文枝直弟子の桂坊枝が当地にちなんだ「船弁慶」と歌山弁落語で人気の桂枝曾丸、四代小文枝門弟の桂小きんらが来演し、生演奏のお囃子で見どころ満載の奉納落語会です。

◆出演者 桂小文枝、桂三歩、桂坊枝、桂枝曾丸、桂小きん、入谷和女（寄席三味線）

◆小学生以下は入場不可

◆400名「先着」（全席指定）

◆前売券 2000円

◆当日券 2500円

■9月24日（火）9時～、紀南文化会館窓口（9時～19時・休み）で入場券をご購入ください。なお、電話予約や入場券の取り置きはできません。

■世界遺産闘雞神社創建千六百年記念事業推進協議会事務局（観光振興課内）
☎ 0739（26）9929